

特定生産緑地（泉南市）の指定解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

番号	位 置	生産緑地 地区番号	特定生産緑地の解除面積	図面 番号
5	泉南市信達牧野地内	信達牧野18号	0.11ha	⑤
6	泉南市樽井三丁目地内	樽井46号	0.06ha	④
7	泉南市馬場二丁目地内	馬場4号	0.07ha	④
8	泉南市信達大苗代地内	信達大苗代5号	0.05ha	②
9	泉南市信達牧野地内	信達牧野13号	0.09ha	⑤

「区域は特定生産緑地（泉南市）解除図表示のとおり」